

筑波大学審査学位論文（博士）

論文題目：国語科における「古典」概念の形成過程

専攻名：人間総合科学研究科学校教育学専攻

氏名：八木 雄一郎

論文要旨

1 問題の所在と研究の目的

本研究の目的は、旧制中学校の国語科において「古典」という概念が形成されてきた過程と、その過程において「古典」の定着と共有を可能にさせてきた論理を明らかにすることである。

国語科は、たとえば学習指導要領においても「国語を適切に表現し、正確に理解する能力を養う」ことを教科目標の冒頭に掲げているように、日常的で実用的な言語の運用能力の育成を第一目標としてきた教科である。これは明治30年代からほとんど揺るがない基本方針であるといえる。しかしその一方で、そういった日常性、実用性という面では直接的な役割を發揮することがないように（素朴には）思われる「古典」テキスト群が、国語科の一内容・一科目として存在することになったのはなぜなのか。その経緯と存立根拠を本研究は問う。

「古典」概念の形成過程をたどることは、国語科において『古典』が一内容として設置されている根拠は何か』『古典』が担ってきた役割とは何か』『古典』の成立を可能にした条件とは何か」といった問いに対する回答をもたらすことになる。ひいてはそれは、「なぜ国語科において『古典』を教え、学ぶことになったのか」という、いわば「古典」教育の歴史的根拠に関する知見をもたらすことになる。

最初に確認しておくべきことは、「古典」という語の定義である。本研究における「古典」とは、「日常的に使用される言語文章」という意味での「国語」と対置される概念として用いたい。今日の学習指導要領においても、日常的に使用する言語文章（主に明治以降のテキスト群）を扱う領域（＝「現代文」）に対して「古典」が設置され、両者の概念区分や科目分化がなされている。この「国語」と「古典」の対置が、いつから、どのような契機によって生じたのかということ、『古典』概念の形成過程」として究明していきたい。なお今日の国語科における「古典」とは「古文」と「漢文」を包含するものであるが、本研究においては「古文」領域に限定して議論を進めることとする。

本研究に対する先行研究として最も重要なものは、ハルオ・シラネ、鈴木登美（1999）である。同書においては、まず今日「古典」と称されるテキスト群が自然発生的に価値ある「古典」となったという考え方を否定する。そして、あるテキストが「古典」となるまでには、そのテキストの価値の創造、流通、再生産、再編成といった「言説組織化のプロ

セス」が絶えず働いているとする。シラネらはこのような基本認識に基づき、「古典」というものを、テキストの選別、聖別、規範化を意味し、闘争と変化を含意する「古典(カノン)」という概念として捉える。そして、あるテキストが「古典」となっていく過程、いわゆる「カノン化」の過程を分析している。シラネによれば、テキストが国語科の教材として使用されることも、「カノン化」のひとつの現れであり、彼らによる一連の研究は、今日の国語科において「古典」として扱われている教材群の自明性を問い直すための視座をもたらしたものだといえるだろう。

このような研究をふまえた上で本研究において問いたいのは、国語科の教育内容としての「古典」がどのように形成されてきたのか、ということである。シラネが、種々のテキストが「古典」となっていく過程を描き出したのに対して、本研究が目指すのは、その「古典」生成の装置としての教育内容（およびその枠組み）の形成過程の解明である。シラネは「1890年代以後の国語教科書は、国語を書くためのモデルにするという実際的な目的のために、テキストを選定した」と述べているが、これはあくまで国語科内の一科目である「講読」に関することであり、当時の国語科全体の方針についての指摘としては不十分と言わざるをえない。

中学校教授要目（1902（明治35）年）において、国語及漢文科の中に「講読」とは別に設置された「国文学史」は、必ずしも「文章の規範を学ぶ」ということを目的として設置されたものではなかった。つまり、国語科の中には「講読」とは別に「国文学史」としてテキスト群を扱う領域が存在してきたのである。シラネの言葉を借りれば、「その主要目的が、近代以前の時期を通じて、社会的・文化的実践の鍵であった散文や詩歌の書き方を習うことであったような権威あるテキストの集合」である「作者的カノン」を主に扱うのが「講読」であったのに対して、「道徳的、宗教的、社会的ないし政治的教育を主たる目的として読まれた権威あるテキストの集合」である「読者のカノン」を主に扱うという役割を担ったのが「国文学史」だったと考えられる。したがって、国語科における「古典」概念の形成過程を解明するためには、「講読」だけではなく、この「国文学史」の変遷を視野に入れた分析を行う必要がある。

シラネは、明治以降の国語科カリキュラムの変遷について、「半ば『作者的』、半ば『読者の』な明治期のカリキュラム」から「ほとんど完全に『読者の』な戦後の学校カリキュラム」へと移行していくと素描しているが、この「半ば『作者的』、半ば『読者の』な状況下において、「講読」と「国文学史」については様々な議論が交わされ、法令の改定の度

にその内容と位置づけは変更されることになった。その変更がどのような契機によって生じ、教育内容としての「古典」がどのように形成されてきたのかということを解明することが、国語科における「古典」とは何かということを考察する上で不可欠な知見を提供することになると考えるのである。

2 研究の方法

明治 20 年代から昭和 10 年代の文献資料を中心的な調査対象として、その間の（特に旧制中学校の）国語科教育に関連する法令の変遷の要因について分析・検証していく。

本研究が通時的分析の基軸とした中学校教授要目は、1902（明治 35）年以降、複数回の改定が行われている。それらを以下のように略記する。

- ・中学校令施行規則（1901（明治 34）年）および中学校教授要目（1902（明治 35）年）＝「要目①」
- ・中学校令施行規則中改正および中学校教授要目改正（1911（明治 44）年）＝「要目②」
- ・中学校令施行規則中改正および中学校教授要目改正（1931（昭和 6）年）＝「要目③」
- ・中学校教授要目中改正（1937（昭和 12）年）＝「要目④」
- ・中学校教科教授及修練指導要目（1943（昭和 18）年）＝「要目⑤」

本研究において、この中学校教授要目を検証の対象とするのは、以下の理由による。

まず、1947（昭和 22）年の中学校学習指導要領試案において「中学校の国語教育は、古典の教育から解放されなければならない」として「実際の社会生活において役だつ国語」に対比されるものとして「古典」という語が用いられていることから、はじめて学習指導要領が作成された時期にはすでに「古典」という概念は定着していたと考えられるためである。

次に、学習指導要領以前の教育法令における「古典」概念の形成過程を探る場合、「古典」という語が明示的に使用されるようになる以前の「古典」のあり方を探る必要が生じてくるためである。

中学校教授要目において「古典」という語が初めて使用されたのは、1943（昭和 18）年の要目⑤である。その「教授要旨」は「国民科国語ハ正確ナル国語ノ理會ト発表トノ能力ヲ養フト共ニ古典トシテノ国文及漢文ヲ習得セシメ…」と示され、「国語」と「古典」の区別が明瞭になされている。

しかし、要目⑤をもって、国語科における「古典」概念の成立と判断することはできな

い。要目①以来の国語教育関連法令における「講読」（「国語講読」）と「国文学史」との間に、すでに「国語」と「古典」の対置関係を認めることができるためである。

「国文学史」が国語及漢文科の一科目として設置されたのは1902（明治35）年の要目①である。この時「講読」の内容は今文、近世文、近古文に限定され、それらを通して日常的に使用する言語文章の軌範（「国語」）を教授することが目指された一方で、「講読」とは別に「国文学史」は設置された。要目①における「講読」の範囲の限定は、上古文、中古文を「国語」（日常的に使用する言語文章）の規範としては扱わないという方針を明示したことを意味している。そしてこの措置によって、上古文および中古文は、結果的に「国文学史」の中でのみ扱われることになった。こうして「国文学史」は、「国語」とは必ずしも見なされない文章群（すなわち「古典」）を扱う役割を担うことになったのである。「国文学史」の規定の中には「古典」という語の使用は見られないものの、このように科目相互の関連性を分析していくと、「国語」としての「講読」に対して、「古典」として「国文学史」が機能していたことが考えられるのである。

このように「講読（国語講読）」と「国文学史」の関連性に着目すると、「古典」概念の形成過程を解明するためには、戦後の学習指導要領および要目⑤からではなく、1902（明治35）年からその研究を出発させる必要があるのである。

これら要目①～⑤の各時期に「古典」および「国語」の概念（＝内容、目的）をめぐって、どのような判断が下されたのか、さらにその判断を可能にした論理とは何かについて究明していく。各時期の判断は、いずれも学術的な論理と政治・行政的論理というふたつの側面からおおむね成り立っており、その重心は時期によって少しずつ異なる。しかしまたそのどちらかに完全に傾斜するということはなく、いずれの要目においても如上の二側面の論理に着目しながら検証を進めていく。

3 論文の概要

本研究は以下のような2部、6章構成をとった。

第1部は、第1章～第3章の3章構成である。ここでは1902（明治35）年の中学校教授要目（要目①）における「国文学史」設置の過程を明らかにし、さらに、その設置が「古典」概念形成史の上で持つ意味を検証した。この段階での「古典」はいわば、今日的な「古典」概念の原初的形態である。つまり、今日的な「古典」の前段階である「古典」の形成を論じた。

第2部は、第4章～第6章の3章構成である。要目②において「国文学史」が廃止され、要目③において、それまでの規定が大きく変更されることになる。この要目②～③の過程において、「現代文」という概念が使用されるようになり、定着していくことによって、「国語」および「古典」の範囲に従来からの変更が生じることになった。それが今日の「古典」概念の成立を導くことになるまでの過程と、「古典」が成立した時期についての特定を試みた。

第1部の概要は以下の通りである。

第1章は、明治20年代における「国語」に関する議論を整理した上で、そこでの動向が明治30年代の国語科の内容にどのように反映しているのかについて検証した。明治20年代の議論を捉える上では、『教育時論』等の教育関連雑誌や学会誌をはじめ、当時の国語教育行政において重要な位置にあった井上毅や上田万年の論考群を中心的な資料として用いた。そして30年代における国語科の実態の分析については、同年代の前半から中盤にかけて6度の改訂を重ねた落合直文編による教科書を調査と考察の対象とした。それによって、国語科においては、「古文」の教育的価値が認められながらも、日常的に使用する言語文章（「国語」「普通文」）の教育を中心的なものにしていくという考え方が明治20年代を通して着実に広まっていく様子を確認した。

第2章は、要目①制定までの過程において「国文学史」が学校教育の中でどのように意味づけられ、論じられてきたのかを確認した。国語科の一内容としての「国文学史」の重要性についての議論や科目化へ向けた提案などは、すでに明治20年代から種々の媒体において展開されていた。その状況を概観することによって「国文学史」（＝「古典」）が国語科の内容に導入されていく様子を辿りながら、国語及漢文科の一科目として定着するまでの過程を明らかにした。

第3章は、要目①制定までの過程において生じた議論の要因についての分析を通して、「古典」概念の形成過程において要目①における「国文学史」の設置が持つ意味について考察した。具体的な方法としては、第1章および第2章で検証した明治20年代の動向もふまえながら、要目①の原案である『尋常中学校教科細目調査報告』の調査委員を務めた上田万年と小中村義象の「対立」を採り上げ、その背景について検証した。その結果、言文一致運動の推進者としても知られる上田は、上古文や中古文を重視する従来の国学的な研究を批判し、日常的に使用する言語文章（特に音声言語）を研究の対象とする「国語学」を提唱し、その所産を国語科の内容としていくことを目指していたのに対し、小中村は東

京大学文学部附属古典講習科の出身者であり、上田の批判する国学的な国語教育観の唱導者であった。このように相反する文章観が拮抗する中で作成されたのが『尋常中学校教科細目調査報告』であり、要目①だったことを明らかにした。文体の側面からいえば、近古時代以降の和漢混淆文体に中心的な規範性を認める「講読」観が要目①において示されることになったのだが、その成立過程において生じていたのが、中古文（特に和文体のテキスト群）の扱いをめぐる議論だったと考えられることを述べた。

第2部の概要は以下の通りである。

第4章は、「要目②」において、「国文学史」が廃止された背景を究明した。その結果、廃止の直接的な契機といえる文部省の諮問「国語科に於て国文学史を教授するの要否」に対する中学校長会議の答申「国文科に於て国文学史を教授するを要せず」以前から『國學院雑誌』『教育時論』などの誌上で、「国文学史」の存廃をめぐる議論が繰り返されていたことを明らかにした。そして「国文学史」が要目②において廃止されたのは、中学校の教科内容の精選や改善への志向が反映されたためであり、その中で国語及漢文科においては「国文学史」が俎上に載せられることになり、結果的には「普通教育」の内容としてふさわしくないものとして判断されたことを述べた。

第5章は、「要目③」において、上古文・中古文が「国語講読」の内容として認められることになり、さらに「国文学史」も再び採り入れられることになった要因を明らかにした。ここでは主に、保科孝一が主幹を務めた雑誌『国語教育』に掲載された議論を材料として、要目③制定までの背景を考察した。さらに保科が編集した国語教科書の教材構成の分析も行った。結論としては、大正後期における「現代文」という概念の定着が、同時に近世時代以前のテキスト群を包括する「古典」という概念の形成をもたらしたことを明らかにした。『国語教育』が「現代文」特集を組んだ1925（大正14）年の時点では、すでに「現代文」と「古文」という対概念が成立しており、また、保科編集の教科書においては、1922（大正11）年版から中古文教材に増加の傾向が見られ、1928（昭和3）年版要目①②の下では本来認可されないはずの枕草子や栄華物語が教材として掲載されている。これは教材採択に関して焦点となる評価軸が「文章規範」から「国民性の涵養」に移行したことの表れであり、この移行が要目③における転換をもたらしたことを示した。

第6章は、「要目⑤」において、「国民科国語」の「教授方針」に「古典トシテノ国文」という文言が記述されることになった要因とその意味を考察した上で、当時使用されていた教科書や種々の論稿を手がかりに、「古典」概念の成立時期がどこまで遡れるかについて

の考察を試みた。その結果、要目⑤において「古典トシテノ国文」という記述がなされたのは、国民科国語が「古典」を中心とした教科であることを明示するためであり、このとき「古典」という語が初めて使用された事実は「古典」教育史上において看過できない意味を持つことを確認した上で、「古典」概念の形成過程という観点で法令の変遷を辿る際により重要な意味を持つのは、要目③および④であることを明らかにした。

近世時代以前のテキスト群を「古典」として捉え、それを「国語講読」の一内容として扱うという認識は、すでに要目③の時点で共有されていた。そしてそれを法令上で明言したのが要目④であった。したがって、法令上は要目④が「古典」概念の成立といえるが、認識上における成立は要目③であったと結論づけることができる。要目⑤における「古典トシテノ国文」は、要目③④において確立された概念を継承したものであるという見解を示した。

終章においては、シラネにおいては国語科の教育内容が「ほとんど完全に読者の」なものとなるのは戦後と述べられているが、「読者のカノン」を扱う領域（すなわち「古典」）の明示は要目⑤であり、さらにその「古典」の概念自体はすでに要目③の時点で成立していたことを述べた。そしてこのような「古典」の形成とは、「国語」（現代文）の形成との関連の中で生じたものであること、すなわち国語科における「古典」とは、「国語」との相対的な位置において規定され、変化してきたものであったことを研究全体の結論として提示した。

〈資料〉

1. 主要参考文献

イ・ヨンスク（1996）『「国語」という思想』岩波書店

甲斐雄一郎（2008）『国語科の成立』東洋館出版社

ハルオ・シラネ、鈴木登美編（1999）『創造された古典—カノン形成・国民国家・日本文学』新曜社

鈴木貞美（1998）『日本の「文学」概念』作品社

田坂文穂（1969）『明治時代の国語科教育』東洋館出版社

野地潤家（2004）『中等国語教育の展開—明治期・大正期・昭和期—』溪水社

山根安太郎（1966）『国語教育史研究—近代国語科教育の形成—』溝本積善館

米田俊彦（1992）『近代日本中学校制度の確立—法制・教育機能・支持基盤の形成—』東

2. 章構成

序章 研究の目的と方法

第1節 本研究における「国語」と「古典」

第1項 国語教育関連法令における「国語」および「古典」

第2項 中学校教授要目における「古典」および「国文学史」

第2節 先行研究の検討

第1項 方法論の分類

第2項 国語教育史・古典教育史研究の動向

第3項 「古典」のとらえ方について

第3節 本研究の構成

第1部 「国文学史」の設置による「国語」と「古典」の分化

第1章 国語及漢文科における教育内容の重心の推移—「国文」から「国語へ」—

第1節 明治20年代の国語教育論の動向—井上毅および上田万年を中心に—

第1項 教育雑誌上における国語教育論の活発化

第2項 井上毅の「実用主義」的国語教育論

第3項 上田万年の「国語学」的国語教育論

第4項 「古文」の教育的価値についての議論

第2節 「講読」教科書の編集方針—落合直文編集教科書を基軸として—

第1項 検定通過教科書への着目

第2項 本節における分析の目的と方法

第3項 落合の経歴および国語教育観

第4項 落合直文編集教科書の特徴

第5項 教科書編集の方針と編者たちの出身校との関連性について

第6項 明治20年代における「国語」への希求

第2章 国語及漢文科における「国文学史」の導入と定着の過程

第1節 「国文学史」に関する規定および提案の変遷

第1項 「尋常師範学校の学科旧美程度」（1892（明治25）年）

第2項 「尋常中学校国語科の要領」（1894（明治27）年）

第3項 『尋常中学校教科細目調査報告』（1898（明治31）年）

第4項 『文部省尋常中学校国語科教授細目修正私案及説明』（1898（明治31）年）

第5項 中学校令施行規則（1901（明治34）年）および中学校教授要目（1902（明治35）年）

第2節 「国文学史」教科書の編集方針—明治20年代と30年代の「国文学史」テキストの比較から—

第1項 「国文学史」教科書への着目

第2項 明治20年代における「国文学史」の多様性

第3項 明治30～40年代（細目・要目下）における「国文学史」教科書の統一性

第4項 教科書から見る「古典」としての「国文学史」

第3節 中学校教授要目の成立過程における文章観

第1項 「講読」教科書と「国文学史」教科書の関連性への着目

第2項 「細目」から「要目」の過程における「講読」と「国文学史」

第3項 明治20年代～30年代半ばにおける文章観

第4項 文章観の確立に伴う目的論の分化

第3章 『尋常中学校教科細目調査報告』における論点と争点—「国語」と「古典」の境界線をめぐって—

第1節 問題の所在としての中学校教授要目および『尋常中学校教科細目調査報告』

第1項 要目①の特徴

第2項 「国文学史」設置までの動向

第3項 『尋常中学校教科細目調査報告』の重要性と問題の所在

第2節 上田万年の国学批判

第1項 「国語教授連の軋轢」

第2項 上田の国学批判の根拠

第3節 小中村義象の国学的国語教育論

第1項 小中村の経歴および活動

第2項 小中村の国語教育論の展開

第3項 小中村の国語教育論の特徴

第4節 要目①における教材範囲の限定の論理

第1項 上田万年と小中村義象の「対立」における論点と争点

- 第2項 中学校教授要目に対する高津楯三郎のかかわり
- 第2部 「現代文」概念の定着に伴う「古典」概念の形成と成立
- 第4章 「国文学史」廃止による「国語」への傾斜
 - 第1節 中学校教授要目の改定に伴う国語科の内容の変更
 - 第1項 「国文学史」の重要性とその廃止
 - 第2項 国語科の変更内容
 - 第2節 文部省の諮問と中学校長会議の答申
 - 第1項 要目①に対する批判
 - 第2項 「国語科に於て国文学史を教授するの要否」
 - 第3節 「国文学史」廃止の要因についての考察
 - 第1項 「国文学史」の不要論と擁護論から
 - 第2項 中学校の学校数および生徒数の増加から
 - 第3項 作文教育の動向から
 - 第4節 要目②における「国文学史」廃止の意味
- 第5章 「国語講読」における教材範囲の拡大と「現代文」定着との関連
 - 第1節 要目③の特徴
 - 第1項 要目①および要目②の総括
 - 第2項 要目③における問題の所在
 - 第3項 要目③公布までの過程
 - 第2節 『国語教育』における「国語講読」論
 - 第1項 「古文」偏重を否定する国語教育観
 - 第2項 上古文・中古文を包含する「国語講読」観
 - 第3項 「国語講読」の内容・範囲の拡大
 - 第3節 「国語講読」の内容から時代的制限が撤廃された背景
 - 第1項 『国語教育』掲載論文に見る「現代文」および「古典」概念の形成
 - 第2項 保科孝一編集教科書における中古文の採択状況とその根拠
 - 第3項 近古文、中古文教材採択の根拠の変化に伴う「古典」概念の形成
 - 第4節 要目③における教科内容決定の根拠
- 第6章 「古典トシテノ国文」からの遡及による「古典」概念成立時期の検証
 - 第1節 要目⑤における「古典」

- 第1項 「古典」の初出
- 第2項 要目⑤と国定教科書『中等国文』の特徴
- 第3項 『中等国文』からの遡及
- 第2節 「古典」概念の成立時期についての検討
 - 第1項 中学校教授要目中改正（要目④）制定の根拠と、「古典」教材の取り扱い
 - 第2項 要目③制定時における「古文」の扱い
 - 第3項 要目の改訂に伴う「国語」「古典」の範囲の変遷
- 第3節 要目⑤における「古典トシテノ国文」明示の根拠
- 終章 本研究の結論
 - 第1節 中学校教授要目の変遷とその契機
 - 第2節 「国語」と「古典」の境界線をめぐって
 - 第3節 国語科における「古典」概念の形成と成立